

東大阪労働基準監督署発表
令和7年12月9日

【照会先】

東大阪労働基準監督署
06-7713-2025

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(フォークリフト使用時に作業計画を定めていなかった疑い)

令和7年12月9日、東大阪労働基準監督署（署長 まとば ゆみ）は、株式会社脇坂エンジニアリングほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社脇坂エンジニアリング（以下「被疑会社」という。）

本社所在地 東大阪市菱江

事業内容 機械製造販売業

(2) 同社工場長（以下「被疑者A」という。）

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aとともに

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第151条の3第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮し安全を管理する者ですが、令和6年12月18日、被疑会社の構内において、あらかじめフォークリフト作業に係る作業計画を定めず、労働者Bにフォークリフトを使用する運搬作業を行わせ、もって、機械による危険を防止するための必要な措置を講じなかつた疑いがあるものです。

4 参考事項

(1) 上記3の結果、フォークリフト付近にいたC社の労働者Dがフォークリフトのフォーク部分から落下した荷の下敷きとなって死亡する労働災害が発生している。

(2) 関連条文は別紙のとおり。

関連条文

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第二十条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十七条（労働者の遵守事項）

第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第一百十九条

次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

第一百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

第一百五十二条の三（作業計画）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第百五十一条の七までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。